特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
21	中国残留邦人等生活支援に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
岡崎市は、中国残留邦人等生活支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
岡崎市長

公表日
令和5年4月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	中国残留邦人等生活支援に関する事務
②事務の概要	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付並びに配偶者支援金の支給の実施並びに費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務実施において使用する。 ①支援給付並びに配偶者支援金の支給の実施に関する事務 ②支援給付並びに配偶者支援金の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による支援給付の開始又は変更に関する事務 ④支援給付の停止又は廃止に関する事務 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に応答に関する事務 ⑧生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務
③システムの名称	1　福祉総合システム（生活保護業務） 2　中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名管理システム） 3　中間サーバー 4　住民基本台帳ネットワークシステム 5　宛名管理システム 6　住民記録システム（既存住民基本台帳システム） 7　介護保険システム 8　税外収入管理システム 9　庁内連携システム（データ連携基盤） 10 生活保護等版レセプト管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
1　中国残留邦人等支援給付情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第1項　別表第1の63の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会に係る根拠】 番号利用法第19条第8号　別表第2の87の項 【情報提供に係る根拠】 番号利用法第19条第8号　別表第2の9、10、14、16、18、20、24、26、42、53、70、87、94、108、116、120の項 【17＿中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報】	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地　岡崎市福祉部地域福祉課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地　岡崎市福祉部地域福祉課（0564-23-6864）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年1月10日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年1月10日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月23日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成30年3月23日	Ⅰ 関連情報 1、特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年4月6日法律第30号）」に基づき、今次の大戦に起因して生じた混乱等により本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等及びそのような境遇にあった中国残留邦人等と長年にわたり苦労を共にしてきた特定配偶者の永住帰国後の生活について申請に基づき必要な自立の支援を行っている。本事務では以下の業務を行っている。 ①生活に困窮している世帯の生活相談受付・支援給付及び配偶者支援金申請の受理 （中略） ⑧扶養義務者の状況及び扶養能力の把握（戸籍照会、扶養確認通知の発送） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の業務で取扱う。 ②支援給付及び配偶者支援金の申請者及び受給者に対する資力等の調査（戸籍・住民票・所得・固定資産・預貯金・年金・その他資産） ⑤支援給付受給者及び配偶者支援金支給者の状況把握（本籍、住民登録・所得・固定資産・年金・預貯金・その他資産、稼働能力、病状等） ⑦支援給付受給者及び配偶者支援金支給者の返還決定 ⑧扶養義務者の状況及び扶養能力の把握（戸籍照会、扶養確認通知の発送）	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付並びに配偶者支援金の支給の実施並びに費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ①支援給付並びに配偶者支援金の支給の実施に関する事務を行う。 ②支援給付並びに配偶者支援金の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務を行う。 ③職権による支援給付の開始又は変更に関する事務を行う。 ④支援給付の停止又は廃止に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務を行う。 ⑥生活保護法第63条の費用の返還に関する事務を行う。 ⑦生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、上記、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく事務実施において、申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行うため、使用する。	事後	
平成30年3月23日	Ⅰ 関連情報 3、個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の第63の項及び主務省令第48条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第1項　別表第一の63の項　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。）第48条	事後	
平成30年3月23日	Ⅰ 関連情報 4、情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報の照会に係る根拠】 番号法第19条第7号　別表第二の第87の項及び主務省令第44条 【情報の提供に係る根拠】 番号法第19条第7号　別表第二の第9、10、14、16、24、26、70、87、108、116、120の項及び主務省令第8、9、11、12、17、19、39、44、55条	【情報の照会に係る根拠】 番号利用法第19条第7号　別表第二の87の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第44条 【情報の提供に係る根拠】 番号利用法第19条第7号　別表第二の9、10、14、16、20、21、24、26、53、70、87、108、116、120の項及び別表第二主務省令第8、9、11、12、14、17、19、27、39、44、55条、59条の2、59条の3 【17＿中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報】	事後	
平成30年3月23日	Ⅰ 関連情報 5、評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	福祉部生活福祉課 生活福祉課長　加藤　法保	福祉部地域福祉課 地域福祉課長　高橋　清孝	事後	
平成30年3月23日	Ⅰ 関連情報 7、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	岡崎市福祉部生活福祉課	岡崎市福祉部地域福祉課	事後	
平成30年3月23日	Ⅰ 関連情報 8、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	岡崎市福祉部生活福祉課	岡崎市福祉部地域福祉課	事後	
平成30年3月23日	Ⅱ しきい値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月31日時点	平成29年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月23日	Ⅱ しきい値判断項目 2、取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月31日時点	平成29年12月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ 関連情報 2、特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付並びに配偶者支援金の支給の実施並びに費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ①支援給付並びに配偶者支援金の支給の実施に関する事務を行う。 ②支援給付並びに配偶者支援金の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務を行う。 ③職権による支援給付の開始又は変更に関する事務を行う。 ④支援給付の停止又は廃止に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第29条第１項の資料の提供等の求めに関する事務を行う。 ⑥生活保護法第63条の費用の返還に関する事務を行う。 ⑦生活保護法第77条第１項又は第78条第１項及び第２項の徴収金の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、上記、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく事務実施において、申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行うため、使用する。	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付並びに配偶者支援金の支給の実施並びに費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務実施において使用する。 ①支援給付並びに配偶者支援金の支給の実施に関する事務 ②支援給付並びに配偶者支援金の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による支援給付の開始又は変更に関する事務 ④支援給付の停止又は廃止に関する事務 ⑤生活保護法第29条第１項の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥生活保護法第55条の４第１項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦生活保護法第55条の５第１項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に応答に関する事務 ⑧生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨生活保護法第77条第１項又は第78条第１項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ 関連情報 5、評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	地域福祉課長　高橋　清孝	地域福祉課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2、取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成30年12月１日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成30年12月１日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 2.特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 3. 特定個人情報の使用		目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か [十分である] 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である] 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去		特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か [十分である]	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 8. 監査		実施の有無 [○]自己点検 [○]内部監査	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発		従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている]	事後	
令和2年10月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和2年3月24日時点	事後	
令和2年10月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2、対象人数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和2年3月24日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	【情報照会に係る根拠】 ・ 番号利用法第19条第7号 別表第2の87の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。）第44条 【情報提供に係る根拠】 ・ 番号利用法第19条第7号 別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、53、70、87、108、116、119の項 ・ 別表第2主務省令第8、9、11、12、13、14、17、19、27、39、44、55、59条の2、59条の3 【17＿中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報】	【情報照会に係る根拠】 ・ 番号利用法第19条第8号 別表第2の87の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。）第44条 【情報提供に係る根拠】 ・ 番号利用法第19条第8号 別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、53、70、87、108、116、119の項 ・ 別表第2主務省令第8、9、11、12、13、14、17、19、27、39、44、55、59条の2、59条の3 【17＿中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報】	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	Ⅰ 関連情報 3、個人番号の利用 法令上の根拠	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第1項 別表第1の63の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号）第48条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第1項 別表第1の63の項	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	【情報照会に係る根拠】 ・ 番号利用法第19条第8号 別表第2の87の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。）第44条 【情報提供に係る根拠】 ・ 番号利用法第19条第8号 別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、53、70、87、108、116、119の項 ・ 別表第2主務省令第8、9、11、12、13、14、17、19、27、39、44、55、59条の2、59条の3 【17＿中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報】	【情報照会に係る根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の87の項 【情報提供に係る根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の9、10、14、16、18、20、24、26、42、53、70、87、94、108、116、120の項 【17＿中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報】	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱人数 いつの時点の計測か	令和2年3月24日時点	令和4年1月25日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつの時点の計測か	令和4年1月25日時点	令和5年1月10日時点	事後	